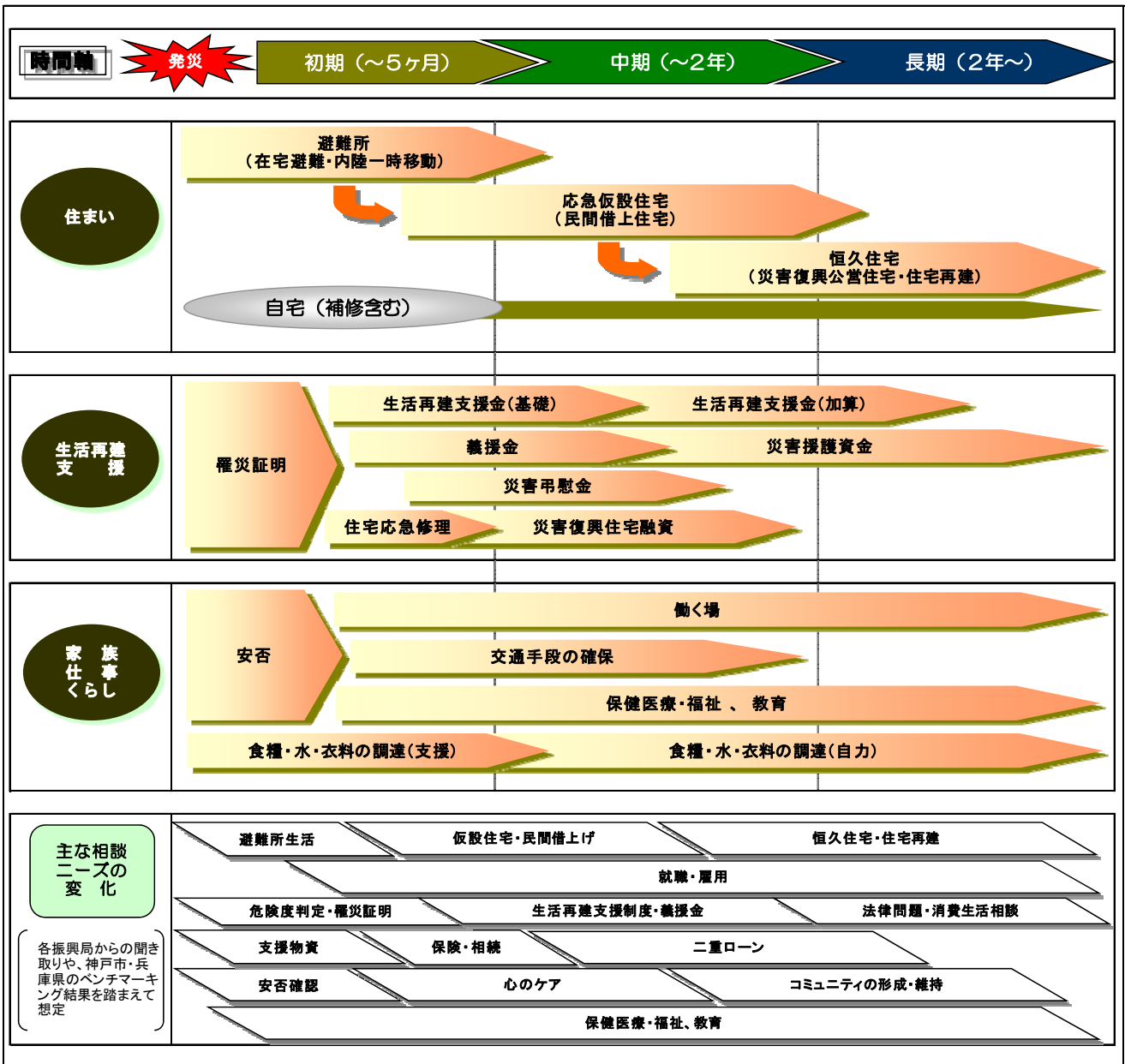


『暮らし』の再建に向けた当面の課題と取組

平成24年7月13日 岩手県復興局

未曾有の被害をもたらした東日本大震災津波から1年以上が経過しました。
 復旧から復興に向けて、様々な課題を抱えている中で、時間の経過に伴い、被災者の皆さんのニーズが変化し、そのステージに応じて求められる取組みを的確に行っていくことが、暮らしの再建につながるものです。
 岩手県では、市町村をはじめ、関係団体、NPO等と連携し、きめ細かい支援を行って参ります。

生活のステージの変化



平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波の発生に伴う被害状況

1 地震の概要

項 目	東北地方太平洋沖地震	宮城県沖を震源とする地震(最大余震)
発 生 日 時	平成23年 3月11日(金)14時46分頃	平成23年 4月 7日(木)23時32分頃
震 央 地 名	三陸沖	宮城県沖
震源の緯度、経度、深さ	北緯38° 06.2' 東経142° 51.6' 24km	北緯38° 12.2' 東経141° 55.2' 66km
規模(マグニチュード)	9.0 (モーメントマグニチュード)	7.1 (暫定値)
本県の最大震度	震度6弱：大船渡市、釜石市、滝沢村、矢巾町、花巻市、一関市、奥州市	震度6弱：大船渡市、釜石市、矢巾町、一関市、平泉町、奥州市
津波の最大波	宮 古 11日15時26分 8.5m以上 釜 石 11日15時21分 4.2m以上 大船渡 11日15時18分 8.0m以上 久慈港 8.6m (推定)	—

2 被害の状況（平成24年 6月20日現在）

- (1) 人的被害 死 者 4, 6 7 1名
 行方不明者 1, 2 1 6名
 [うち、死亡届の受理件数 1, 1 3 6件]
 負 傷 者 2 0 0名
- (2) 建物被害(全壊、半壊) 2 4, 8 7 7棟

3 避難の状況（平成24年 6月20日現在）

全ての避難所が、10月 7日をもって解消された。

(参考1) 発災以降の

- ① 県内避難場所の最大は、平成23年 3月19日 3 9 9箇所
 ② 避難者数の最大は、平成23年 3月13日 5 4, 4 2 9名

(参考2) 全国避難者情報システムへ登録している被災者（平成24年 6月20日現在）
 他都道府県 1, 6 8 9名

4 ライフラインの状況

- (1) 停 電 復旧完了（平成23年5月28日）
 (2) ガス供給停止 供給停止なし（※家屋倒壊等が確認された箇所を除く。）
 (3) 断 水 復旧完了（平成23年 7月12日）
 (4) 電話不通 サービス中断中の通信ビルなし（※ただし、加入者宅と通信ビル間の回線中断等により、利用できない場合あり。）

応急仮設住宅、みなし仮設住宅、自宅等被災者、内陸の仮設住宅以外の被災者の状況													
復興局生活再建課												(戸・名)	
	応急仮設住宅		みなし仮設住宅		6月8日				自宅等被災者		内陸の仮設住宅以外		
	6月8日		民間賃貸住宅		公営住宅等		みなし仮設計		5月31日		(注)		
	戸数	人数	戸数	人数	戸数	人数	戸数	人数	戸数	人数	戸数	人数	
①	陸前高田市	2,114	5,480	94	321	57	168	151	489	1,024	2,225		
②	大船渡市	1,758	4,253	535	1,430	138	369	673	1,799	172	750		
③	釜石市	2,776	5,984	395	995	251	1,023	646	2,018	718	1,982		
④	大槌町	2,086	4,705	101	323	6	14	107	337	1,520	3,531		
⑤	山田町	1,940	4,448	209	640	4	11	213	651	488	1,464		
⑥	宮古市	1,718	3,898	572	1,504	94	260	666	1,764	1,695	4,105		
⑦	岩泉町	117	271	18	41	0	0	18	41	57	150		
⑧	田野畑村	178	393	16	46	5	15	21	61	45	123		
⑨	野田村	186	486	39	119	0	0	39	119	149	431		
⑩	久慈市	12	29	78	216	9	17	87	233	220	625		
⑪	洋野町	5	8	3	15	2	4	5	19	15	42		
⑫	普代村	0	0	1	2	0	0	1	2	0	0		
1	住田町	88	226	18	63	0	0	18	63			29	60
2	遠野市	39	73	47	119	41	111	88	230			47	91
3	盛岡市			412	853	55	124	467	977			139	274
4	花巻市			88	182	57	151	145	333			86	132
5	北上市			110	210	71	159	181	369			59	130
6	二戸市			2	4	1	2	3	6			6	17
7	一関市			195	492	91	205	286	697			30	70
8	八幡平市			1	2	0	0	1	2			5	7
9	奥州市			66	142	57	124	123	266			44	80
10	栗石町			6	19	2	6	8	25			4	9
11	葛巻町			0	0	0	0	0	0			2	3
12	岩手町			0	0	0	0	0	0			1	2
13	滝沢村			41	102	12	27	53	129			60	106
14	紫波町			23	62	7	19	30	81			34	72
15	矢巾町			24	56	8	19	32	75			9	11
16	西和賀町			1	3	0	0	1	3			2	10
17	金ヶ崎町			7	11	5	13	12	24			10	15
18	平泉町			0	0	0	0	0	0			4	8
19	軽米町			0	0	0	0	0	0			1	3
20	九戸村			0	0	0	0	0	0			0	0
21	一戸町			0	0	0	0	0	0			0	0
	沿岸	12,890	29,955	2,061	5,652	566	1,881	2,627	7,533	6,103	15,428	0	0
	内陸	127	299	1,041	2,320	407	960	1,448	3,280	0	0	572	1,100
	計	13,017	30,254	3,102	7,972	973	2,841	4,075	10,813	6,103	15,428	572	1,100

(注)

1 「内陸の仮設住宅以外」: 親類宅・自費での賃貸住宅等入居者・自宅購入者・福祉施設入居者等

2 これまで内陸市町村の仮設住宅以外に居住している被災者の人数については、「全国避難者情報システム」に登録している人数としていたが、今般、内陸市町村に確認したところ、内陸市町村では、「全国避難者情報システム」による状況把握に加え、民生委員等からの情報や独自の支援活動(訪問や資料送付等)を通じて被災者の状況を把握していることから、市町村が把握している数としたところ。

○ 被災者に対する現金給付の制度について

	義援金（国・県）	被災者生活再建支援金	災害弔慰金・災害障害見舞金
根拠法	なし	被災者生活再建支援法	災害弔慰金支給法
目的	被災者の生活支援	被災者の生活支援、住宅再建等の支援	生活の安定に資する遺族への弔慰金等の支給
交付内容	死亡又は行方不明者 ※3か月間行方不明者を死亡と推定	<支給額> 1人あたり ・遺族 162万円 <交付を受ける者> 遺族(配偶者、子、父母、孫及び祖父母のいずれか。これによりがたい場合、同じく生計をともにする兄弟姉妹、同じく三親等内の親族又は葬祭を行った親族)	<支給額> ・世帯生計維持者 500万円 ・その他 1人あたり250万円 <交付を受ける者> 遺族(配偶者、子、父母、孫及び祖父母)
	重い障がいを受けた者	—	<支給額> ・世帯生計維持者250万円 ・その他 1人あたり125万円 <交付を受ける者> 重い障がいを受けた本人
	住家被害	<支給額> ・全壊、全焼(1戸あたり) 162万円 ・半壊、半焼(1戸あたり) 99万円 ・全半壊した福祉施設の入所者(1人あたり) 111万円(全壊) 56万円(半壊) <交付を受ける者> 世帯主(1戸の住宅に複数の世帯が存在するときは代表の1世帯主。ただし、各世帯が各々に住民登録している場合は、例外的に各世帯主に交付)	<支給額>単身世帯は下記金額に3/4を乗じる (基礎支援金) ・全壊 100万円 ※ やむを得ない事由による半壊解体含む ・大規模半壊 50万円 (加算支援金) ・建設、購入 200万円 ・補修 100万円 ・賃借 50万円 <交付を受ける者> 世帯主
財源	一般からの寄贈 10/10	※国の第2次補正予算で、国8/10、残り2/10都道府県負担分について特別交付税措置	国1/2、県1/4、市町村1/4 (地方負担分は交付税措置)
交付見込額	<金額>6/8現在 第1次配分額 146億3,440万円 第2次配分額 309億4,199万円 第3次配分額 30億4,593万6千円	<基礎支援金推計値> 202億4,000万円 ※災対本部発表の家屋倒壊数から推計	<弔慰金> 207億9,250万円 <障害見舞金> (被災者の状況把握により支給)

	義援金（国・県）	被災者生活再建支援金	災害弔慰金・災害障害見舞金
交付の状況	<p>◆6/8現在 （1次配分） 31,519件・140億3,545万円 （28市町村） 支給率（金額ベース）95.9%</p> <p>（2次配分） 31,495件・296億9,142万4千円 （28市町村） 支給率（金額ベース）95.9%</p> <p>（3次配分） 31,298件・29億15万6千円 （28市町村） 支給率（金額ベース）95.2%</p>	<p>◆6/8現在 （全体） 26,937件・253億8,300万円 （21市町村）</p> <p>（参考） （基礎支援金） 22,804件・200億7,779万円 （21市町村） 支給率（件数ベース）99.2%</p> <p>（（財）都道府県会館）への 進達件数 基礎支援金 22,830件① 加算支援金 4,490件② 〔建設購入 1,421件〕 〔補修 2,578件〕 〔賃貸 491件〕 加算支援金申請率（②/①） 19.7%</p>	<p><弔慰金> ◆6/8現在 5,229件・157億1,000万円 （23市町村） 支給率（件数ベース）94.7%</p> <p><障害見舞金> ◆6/8現在 9件・1,625万円 （5市町）</p>
申請手続き	市町村に交付申請、市町村が交付決定	市町村に交付申請、県に進達の上、国（指定委託法人（財）都道府県会館）が交付決定	申請行為不要のため市町村の調査を要する。義援金（死亡）の交付状況をもとに市町村が交付決定

【被災者生活再建支援金に係る国への要望】

県では、被災者生活再建支援金について、国に対し次の要望を行っている。

- 支援金額を拡充すること（23.5.18以降、内閣総理大臣、内閣府・厚生労働省へ継続して要望。）
- 住宅半壊世帯を対象とすること（23.5.18以降、内閣総理大臣、内閣府・厚生労働省へ継続して要望。）
- 加算支援金の申請期間について、住宅再建に必要と考えられる期間を現時点で、数年間一括して延長できるようにすること（23.11.8、平野内閣府特命担当大臣（防災）へ要望。）
⇒要望が認められたことから、24.2.24、県から市町村へ4年延長（**現行の申請期間37か月（H26.4.10）までを、85か月（H30.4.10）まで**）することを通知。

※基礎支援金については、**現行の申請期間13か月（H24.4.10）までを、25か月（H25.4.10）まで延長することとなった。**（H23.11.30付け都道府県会館理事長通知）

義援金(国・県)(6/8現在)

(件、千円)

	第1次配分					第2次配分				
	交付対象件数	配分額	交付決定		交付率 金額ベース	交付対象件数	配分額	交付決定		交付率 金額ベース
			件数	金額				件数	金額	
1 盛岡市	42	18,500	40	17,750	95.9%	43	40,390	41	38,697	95.8%
2 滝沢村	27	7,500	27	7,500	100.0%	27	19,212	27	19,212	100.0%
3 紫波町	1	500	1	500	100.0%	1	1,020	1	1,020	100.0%
4 矢巾町	3	1,500	3	1,500	100.0%	3	3,060	3	3,060	100.0%
5 花巻市	73	20,250	72	20,000	98.7%	73	51,905	72	51,232	98.7%
6 北上市	456	121,250	433	115,500	95.2%	456	316,951	433	301,472	95.1%
7 遠野市	24	11,000	14	6,000	54.5%	24	23,092	14	12,892	55.8%
8 西和賀町	2	1,000	2	1,000	100.0%	2	2,040	2	2,040	100.0%
9 奥州市	429	120,720	416	116,220	96.2%	425	305,110	416	295,941	96.9%
10 金ヶ崎町	2	500	2	500	100.0%	2	1,346	2	1,346	100.0%
11 平泉町	1	500	1	500	100.0%	1	1,020	1	1,020	100.0%
12 一関市	780	215,000	778	213,500	99.3%	780	552,700	778	549,893	99.4%
13 大船渡市	4,261	1,845,150	4,151	1,795,900	97.3%	4,212	3,897,347	4,136	3,827,047	98.1%
14 陸前高田市	5,462	2,668,200	5,338	2,607,700	97.7%	5,461	5,480,220	5,337	5,353,876	97.6%
15 住田町	13	6,500	13	6,500	100.0%	13	13,260	13	13,260	100.0%
16 釜石市	5,150	2,355,910	4,997	2,299,660	97.6%	5,150	4,934,715	4,997	4,805,994	97.3%
17 大槌町	5,597	2,618,500	5,026	2,338,750	89.3%	5,594	5,456,387	5,023	4,878,636	89.4%
18 宮古市	5,303	2,236,220	5,064	2,147,020	96.0%	5,303	4,827,529	5,060	4,621,306	95.7%
19 山田町	3,914	1,834,200	3,818	1,792,450	97.7%	3,913	3,814,688	3,817	3,724,727	97.6%
20 岩泉町	206	99,000	206	99,000	100.0%	206	204,568	206	204,363	99.8%
21 田野畑村	274	127,000	272	126,000	99.2%	273	264,580	271	262,262	99.1%
22 久慈市	295	92,500	286	90,000	97.2%	295	224,560	286	217,878	97.0%
23 普代村	8	4,000	8	4,000	100.0%	8	8,160	8	8,160	100.0%
24 野田村	517	216,000	515	215,000	99.5%	517	468,350	515	466,310	99.5%
25 洋野町	29	10,250	29	10,250	100.0%	29	23,681	29	23,681	100.0%
26 二戸市	2	1,000	2	1,000	100.0%	2	2,040	2	2,040	100.0%
27 九戸村	2	1,000	2	1,000	100.0%	2	2,040	2	2,040	100.0%
28 一戸町	3	750	3	750	100.0%	3	2,019	3	2,019	100.0%
計	32,876	14,634,400	31,519	14,035,450	95.9%	32,818	30,941,990	31,495	29,691,424	95.9%

	第3次配分				
	交付対象件数	配分額	交付決定		交付率 金額ベース
			件数	金額	
1 盛岡市	43	3,970	42	3,870	97.4%
2 滝沢村	27	1,908	27	1,908	100.0%
3 紫波町	1	100	1	100	100.0%
4 矢巾町	3	300	3	300	100.0%
5 花巻市	73	5,155	72	5,088	98.7%
6 北上市	456	31,509	433	29,968	95.1%
7 遠野市	24	2,268	14	1,268	55.9%
8 西和賀町	2	200	2	200	100.0%
9 奥州市	429	30,422	416	29,386	96.5%
10 金ヶ崎町	2	134	2	134	100.0%
11 平泉町	1	100	1	100	100.0%
12 一関市	780	54,900	777	54,567	99.3%
13 大船渡市	4,261	388,093	4,114	374,318	96.4%
14 陸前高田市	5,462	537,527	5,284	519,991	96.7%
15 住田町	13	1,300	13	1,300	100.0%
16 釜石市	5,150	484,545	4,979	470,385	97.0%
17 大槌町	5,597	535,940	4,969	474,262	88.4%
18 宮古市	5,303	474,891	5,030	452,148	95.2%
19 山田町	3,914	374,452	3,802	364,310	97.2%
20 岩泉町	206	20,072	205	19,972	99.5%
21 田野畑村	274	26,080	268	25,480	97.6%
22 久慈市	295	22,240	285	21,471	96.5%
23 普代村	8	800	8	800	100.0%
24 野田村	517	46,090	515	45,890	99.5%
25 洋野町	29	2,339	29	2,339	100.0%
26 二戸市	2	200	2	200	100.0%
27 九戸村	2	200	2	200	100.0%
28 一戸町	3	201	3	201	100.0%
計	32,877	3,045,936	31,298	2,900,156	95.2%

被災者生活再建支援金(6/8現在) (件、千円)

	基礎支援金+加算支援金			支給率 申請ベース
	進達件数	支給済 件数	金額	
1 盛岡市	6	6	6,000	100.0%
2 滝沢村	17	13	11,625	76.5%
3 花巻市	21	21	26,500	100.0%
4 北上市	55	55	77,125	100.0%
5 遠野市	2	2	3,000	100.0%
6 奥州市	160	150	192,500	93.8%
7 金ヶ崎町	1	1	500	100.0%
8 一関市	360	350	397,750	97.2%
9 大船渡市	3,667	3,666	3,477,125	100.0%
10 陸前高田市	4,077	4,042	3,912,125	99.1%
11 釜石市	4,754	4,739	4,433,875	99.7%
12 大槌町	4,447	4,443	4,037,875	99.9%
13 宮古市	4,915	4,901	4,477,375	99.7%
14 山田町	3,325	3,298	3,137,750	99.2%
15 岩泉町	220	219	211,750	99.5%
16 田野畑村	230	218	230,875	94.8%
17 久慈市	178	174	171,250	97.8%
18 野田村	608	604	537,000	99.3%
19 洋野町	30	30	36,000	100.0%
20 二戸市	2	2	2,000	100.0%
21 一戸町	3	3	3,000	100.0%
計	27,078	26,937	25,383,000	99.5%

災害弔慰金・災害障害見舞金(6/8現在) (件、千円)

	災害弔慰金				災害障害見舞金	
	支給対 象件数	支給済 件数	金額	支給率 件数ベース	件数	金額
1 盛岡市	32	32	110,000	100.0%		
2 滝沢村	2	2	5,000	100.0%		
3 紫波町	1	1	5,000	100.0%		
4 矢巾町	3	3	12,500	100.0%		
5 花巻市	2	2	5,000	100.0%		
6 北上市	4	4	17,500	100.0%		
7 遠野市	9	9	35,000	100.0%		
8 奥州市	2	2	7,500	100.0%		
9 平泉町	1	1	2,500	100.0%		
10 一関市	16	16	45,000	100.0%		
11 大船渡市	431	395	1,187,500	91.6%	2	2,500
12 陸前高田市	1,529	1,529	4,457,500	100.0%	3	6,250
13 住田町	12	12	40,000	100.0%		
14 釜石市	919	919	2,740,000	100.0%	1	1,250
15 大槌町	1,310	1,062	3,187,500	81.1%	2	3,750
16 宮古市	465	458	1,435,000	98.5%		
17 山田町	699	697	2,150,000	99.7%		
18 岩泉町	9	9	30,000	100.0%		
19 田野畑村	35	35	100,000	100.0%	1	2,500
20 久慈市	6	6	27,500	100.0%		
21 普代村	8	8	32,500	100.0%		
22 野田村	25	25	67,500	100.0%		
23 九戸村	2	2	10,000	100.0%		
計	5,522	5,229	15,710,000	94.7%	9	16,250

○ 住まいの再構築と応急仮設住宅入居者等への支援

○ 応急仮設住宅（プレハブ型）の設置

<根拠> 災害救助法第23条第1項第1号

<主な入居資格> 住家が全焼、全壊又は流失した者（り災証明書で確認）

応急仮設住宅の入居（24.6.8現在）

区 分	完成戸数 ① 戸	入居済戸数 ② 戸	完成戸数に対する 入居率 ②/① %	入居者数 名
陸前高田市	2,168	2,114	97.5	5,480
大船渡市	1,811	1,758	97.1	4,253
釜石市	3,164	2,776	87.7	5,984
大槌町	2,146	2,086	97.2	4,705
山田町	1,990	1,940	97.5	4,448
宮古市	2,010	1,718	85.5	3,898
岩泉町	143	117	81.8	271
田野畑村	186	178	95.7	393
野田村	213	186	87.3	486
久慈市	15	12	80.0	29
洋野町	5	5	100.0	8
住田町	93	88	94.6	226
遠野市	40	39	97.5	73
合計	13,984	13,017	93.1	30,254

（参考）応急仮設住宅等の入居状況（24.6.8現在）

	応急仮設住宅	民間賃貸住宅	雇用促進住宅	公営住宅等	合 計
戸数	13,017戸 (1/13 13,228戸)	3,102戸 (10/21 3,474戸)	770戸 (8/12 837戸)	203戸 (7/29 291戸)	17,092戸
人数	30,254名	7,972名	2,249名	592名	41,067名
割合(人数)	73.7%	19.4%	5.5%	1.4%	100.0%

（応急仮設住宅の供与期間の延長 平成24年4月17日付け厚生労働省社会・援護局総務課長通知）

- ・ 原則2年間とされている応急仮設住宅の供与期間を、1年間延長すること。
- ・ 民間賃貸住宅等の借上げによる応急仮設住宅についても、同様に1年間延長すること。

○ 応急仮設住宅への集会場の設置

<概要等>

集会室、多機能トイレ、事務室、台所等設備（プレハブ型の応急仮設住宅として設置）

<設置基準>

50戸以上の応急仮設住宅団地に原則設置（24.6.21現在40か所に設置済）

※ 応急仮設住宅団地の総数は319団地（24.6.21現在）

○応急仮設住宅への高齢者等サポート拠点の設置

<概要等>

ダイルーム、静養コーナー、厨房、浴室、ランドリ、事務室等設備（プレハブ型の応急仮設住宅として設置）

<箇所数等>

29箇所設置予定（26箇所開設済み）（24.6.21現在）

（宮古市1箇所、大船渡市4箇所、釜石市3箇所、陸前高田市2箇所、遠野市1箇所、奥州市1箇所、大槌町7箇所、山田町8箇所、野田村2箇所）

※ 遠野市1箇所は集会所を活用

※ 大槌町では4箇所はグループホーム型応急仮設住宅を活用

※ 山田町では6箇所は集会所、1箇所はグループホーム型応急仮設住宅を活用

○グループホーム型応急仮設住宅の設置

120戸（陸前高田市20戸、大船渡市10戸、大槌町40戸、山田町50戸）

○応急仮設住宅入居者等への支援

1 支援人材の配置

(1) 生活支援相談員の配置

在宅者を含めた被災者の生活再建に向けた各種相談、支援を行うため、市町村社会福祉協議会に生活支援相談員の配置(192人の予定)を進めている。

(2) 仮設住宅団地支援員の配置

市町村に対し、応急仮設住宅団地のコミュニティづくり等の人員配置について、緊急雇用創出事業を活用した民間企業やNPOへの雇用・運営委託スキーム（仮設住宅団地支援員）を提案している。

大船渡市：北上市の支援により平成23年9月1日から活動（24.4.30現在：91名）

大槌町：北上市の支援により平成23年2月から活動（24.4.30現在：102名）

釜石市：平成24年3月5日から活動(24.4.30現在：90名)

2 コミュニティ形成

- ・ 「応急仮設住宅運営にあたってのガイドライン」を取りまとめ、応急仮設住宅設置市町村に提供（平成23年7月、平成24年1月）したほか、支援NPO・NGOに提供した。
- ・ 応急仮設住宅に係る勉強会（テーマ：仮設コミュニティまちづくりなど）を、沿岸広域振興局及び東京大学高齢社会総合研究機構が、これまで3回開催（6/15、7/15、8/17）し、被災市町村及び社会福祉協議会、支援NPOなどと情報交換した。
- ・ 応急仮設住宅団地の生活課題を明確にし効果的な支援を進めていくため、NPOとの共同により、仮設住宅団地周辺環境調査を実施し、市町村及び庁内関係課に情報提供（8/5、10/3付け）を行った。

第1回調査：（6/18～7/11）約240団地の外観調査

第2回調査：（8/10～9/15）約300団地の外観調査と入居者へのインタビュー

（応急仮設住宅団地における自治会組織状況（24.4.13調べ）

（団地）

団地数 ①	自治会組織済み②	地域の自治会に組み込み③	組織・組み込み済み (②+③)④	準備中⑤	(④+⑤) 小計⑥	その他 (①-⑥)
319	234	61	295	20	315	4

※その他は、未入居、少人数等により組織しないものである。

3 応急仮設住宅の住環境の改善

(1) 応急仮設住宅の追加工事等【県土整備部建築住宅課】

応急仮設住宅の環境改善工事については、建設工事が一段落した平成23年7月から順次進めているところ。

(これまでの実施状況)

- ① **手すり・スロープ、畳の設置（希望者に対応）**
玄関の段差に対応したスロープ・手すりの設置、カーペット敷きから畳敷きへの変更（1室4.5畳）を実施
- ② **断熱工事（プレハブリースメーカーの住宅（約7,700戸）を対象に実施）（平成23年10月中旬に完了）**
鉄骨の柱が室内外でむき出しとなっているなど断熱性が低い構造であるため、住宅完成後に追加の断熱工事を実施。（プレハブリースメーカー以外の住宅については、当初から断熱材を厚くし、窓はペアガラスとするなど一定の断熱性を確保済。）
工事内容は、外壁の断熱材の追加、小屋裏換気扇の設置、窓の二重サッシ化及び玄関の風除室の設置
なお、配管の凍結防止対策（被覆等）は、全ての住宅において当初から対応済。
- ③ **緑のカーテンの設置（希望者に対応（設置済））**
団地内の緑化を目的に、ゴーヤの苗の育成セットを配布しネットを設置
- ④ **遊具等の設置（概ね50戸以上の空きスペースのある団地（平成23年11月末まで））**
団地のコミュニティ形成を促進するため、ベンチ、プランター及び遊具を団地内の空きスペースに設置
- ⑤ **暮らし方についての周知**
冬季間の暮らしで配慮しなければならない、水周りの凍結防止策や、結露対策などについて、資料を準備して全戸に配布。（平成23年12月上旬までに完了）
- ⑥ **消火器の各戸設置**
暖房器具の使用等で危惧される火災の備えとして、住棟単位で設置していた消火器に加えて、各戸に住宅用消火器を追加設置する。（平成23年12月上旬までに完了）
- ⑦ **集会所、談話室の追加整備**
市町村からの追加の要望に応じて、集会所1箇所（陸前高田市）、談話室4箇所（陸前高田市、大船渡市）を追加整備済。（最終設置箇所数：集会所40箇所）、談話室109箇所）
- ⑧ **風除室の設置**
未対応だったプレハブリースメーカー以外の住宅（ハウスメーカーの住宅、工務店等の住宅）を対象に、風除室の設置工事を実施。（入居済み団地：平成24年1月中旬までに完了）
- ⑨ **床下配管部の凍結防止工事(外壁下部の隙間塞ぎ工事)(全棟）（平成24年2月上旬までに完了）**
- ⑩ **消防用水確保のための受水槽工事(消防水利が遠く消防用水の確保が困難な81団地のうち受水槽が設置されている53団地について対応済）（平成24年2月上旬完了）**
- ⑪ **団地内の通路の舗装（全団地を対象 入居済み団地：平成24年3月上旬に完了）**
高齢者等の歩行に配慮し、2m程度の幅で簡易舗装を実施
- ⑫ **物干し場庇の設置**
各戸物干し金具上部に雨よけ庇を設置し、洗濯物干し場の確保に配慮。（平成24年2月下旬に完了）
- ⑬ **床下換気扇等取付工事（全団地を対象 平成24年5月下旬に完了）**
床下部の腐食・結露防止のため、床下に強制換気扇又は換気口の増設を実施

(実施中)

① 追い焚き・物置の設置（希望者に対応）

5月末までに入居者への希望調査を行い、希望があった住戸について実施（11月までに完了予定）

② その他

グループホーム、サポートセンターの玄関部の囲い（一部）、団地内街灯の追加、ぬかみの改善など、要望に応じた改善を実施中

(2) 応急仮設住宅のカスタマイズ支援【NGO、復興局生活再建課】

ソフト面での寒さ対策として、以下の取組みを実施。

- ・ 中越地震の際に、応急仮設住宅入居者の生活環境向上を図るとともに、入居者間のコミュニケーションの場とするため、新潟大学岩佐研究室がとりまとめた「仮設のトリセツ」を各入居者に配布。
- ・ 入居者自身が、寒さ対策や結露防止などの冬季対策等を、「安価に」かつ「簡便に」行うことができる仮設住宅のカスタマイズ事例の紹介を行う「仮設住宅カスタマイズ事例見学会」を開催。（10/15日：釜石市、11/10～11：大船渡市、11/18：陸前高田市、11/22：宮古市、12/20野田村で実施）

(3) 応急仮設住宅団地等の除雪対策について【県土整備部道路環境課】

仮設住宅団地へアクセスする道路の除雪については、それぞれの道路管理者（県・市町村）が対応するものであり、県管理道路の除雪については、交通や生活に支障が生じないように努める。

(4) 暖房器具の提供【市町村・NGO等・県】

① 応急仮設住宅への災害救助費による設置

平成23年10月7日付け厚生労働省社会・援護局通知により、応急仮設住宅における暖房器具の設置に要する経費については、災害救助法による国庫負担の対象となったことから、県としては平成23年10月11日付けで、暖房器具の設置に係る事務を各市町村に委任し、各市町村において対応した。

② NGOによる「みなし仮設住宅」への支援

民間賃貸住宅等のみなし仮設住宅に対する暖房器具設置については、NGO等の支援により、これまで企業や暖房器具の提供を受けていない、内陸市町村を含む20市町村のみなし仮設住宅入居者を対象に暖房器具を提供した。

<暖房器具提供の状況>

- ・ 平成23年11月11日からみなし仮設住宅入居者へ通知文書の発送を開始
- ・ 申込みのあった方に対し平成23年11月25日から順次配送を開始し、3,636件の申込みを受け、配送を完了している。

(5) 応急仮設住宅等における防火対策について

- 平成23年10月6日付け、復興局生活再建課及び総務部総合防災室の連名通知により、入居者本人への注意喚起はもとより、消防署、地域消防団と連携した防火安全対策を推進するなど、地域の実情に応じた防火対策を徹底するよう通知した。
- また、現在消火器は、応急仮設住宅1棟に1基設置されているが、増設費用について災害救助費の対象とするよう厚生労働省に協議していたところ、設置してよいとの回答があり、建築住宅課において、入居済み住宅への消火器1基の設置を平成23年12月上旬に完了した。

○民間賃貸住宅借り上げによる応急仮設住宅の設置

<根拠、入居資格等>

プレハブ型と同じ

<戸数等>

3,102件（24.6.8現在）

<月額賃料の目安>

1K（単身）32,000円、2DK（2～3人）48,000円、3LDK（4人以上）69,000円 等

○日本赤十字社による家電6点セットの寄贈

<概要等>

海外から日赤に寄贈された「救援金」を財源に、災害救助法に基づく応急仮設住宅（プレハブ型、民間賃貸住宅借り上げ型）または公営住宅に入居する世帯に日赤が家電製品6点セットを寄贈するもの。

<寄贈要件>

応急仮設住宅又はみなし仮設住宅入居者（住家が全焼、全壊又は流失した者）。

半壊世帯や、親類宅に避難した者等は寄贈されない。

<申込先>

市町村

<寄贈物品>

冷蔵庫、洗濯機、炊飯器、電子レンジ、電気ポット、テレビ

<寄贈数>

24.4.19現在 18,840セット

○住宅の応急修理

<根拠>

災害救助法第23条第1項第6号

<主な入居資格>

①住宅が半壊又は大規模半壊の被害を受けた者

②応急仮設住宅に入居しない

<所得要件>

大規模半壊又は全壊の住家被害の世帯は所得制限なし。

①世帯年収500万円以下の世帯

②世帯年収が500万円超700万円以下で、かつ世帯主が45歳以上又は要援護世帯

③世帯年収が700万円超800万円以下で、かつ世帯主が60歳以上又は要援護世帯

<対象工事>

屋根等の基本部分、ドア等開口部、上下水道等、トイレ等の衛生設備等日常生活に必要で、緊急に応急修理が必要な箇所

<限度額> 1世帯あたり52万円

<申請受付件数>

24.3.30現在 申請受付件数2,775件(完了報告件数2,708件)

○個人住宅再建等への支援(平成24年度県当初予算で計上している支援事業)

区分 県事業名	内容	事業期間	支援額上限(千円)		
			新築	補修	改築
新築・購入 【被災者住宅再建 支援事業費補助】	全壊(半壊解体含む)の被害認定を 受けて、被災者生活再建支援金の加 算支援金(建設・購入に限る)を受 給した世帯への補助 補助額(例)100万円(複数世帯) 75万円(単身世帯) ※県は補助額の2/3(複数:66.5万円、単 数:50万円を限度)を市町村へ補助	平成28年 度まで	1,000 750		
新築・購入 【生活再建住宅支 援事業費補助】	住宅を滅失又はやむを得ず解体し た場合の住宅新築や購入費用の補 助(バリアフリー・県産材使用) 補助限度額 130万円	平成28年 度まで	1,300		
被災住宅(補修) 【生活再建住宅支 援事業費補助】	災害救助法の応急修理及び生活再 建支援金の適用のない世帯への補 修費用の補助 補助限度額 30万円	平成25年 度まで		300	300
被災住宅(改修) 【生活再建住宅支 援事業費補助】	被災住宅の改修で機能向上等をし た改修費用の補助(耐震改修・バリ アフリー・県産材使用) 補助限度額 140万円	平成25年 度まで			1,400
被災宅地(復旧) 【生活再建住宅支 援事業費補助】	宅地被害の復旧費用の補助 補助限度額 200万円	平成25年 度まで	2,000		
利子補給 【災害復興住宅融 資利子補給補助】	新築、補修又は改築、既往住宅債務 に係る金融機関等からの借入れ に対する利子補給(5年分) 新築:借入上限1,460万円 金利上限2% 補修又は改修: 借入上限640万円 金利上限1%	平成28年 度まで	1,346	284	284
	既往債務: 既往債務の5年分の利子 (新たな借入額が上限)	平成28年 度まで	既往債務の5年分の 利子		

※利子補給の支援額上限は借入上限・金利上限で計算した場合

○ 相談支援体制の構築に向けて

○被災者相談総合窓口の設置

<概要等>

被災者の生活の再建に向けて、被災者からの相談・問い合わせに、一元的かつ柔軟に対応するため、関係機関との緊密な連携のもと、**県北・沿岸広域振興局（久慈、宮古、釜石、大船渡）を中心拠点とする「被災者相談支援センター」を開設。**

<窓口対応時間>

窓口対応時間は平日の9：00～17：00

<センターの機能>

- ① 被災者に寄添った多様な相談主体との連携・情報共有を県がコーディネート
- ② 振興局相談窓口の充実強化
- ③ 積極的・効果的な情報発信と支援施策の立案

<各センターの名称及び所在地>

センター名称	設置場所
久慈地区被災者相談支援センター	県久慈地区合同庁舎 1 F 電話：0194-53-4981
宮古地区被災者相談支援センター	県宮古地区合同庁舎 1 F 電話：0193-64-2211
釜石地区被災者相談支援センター	シープラザ釜石 2 F 電話：080-5734-5494、080-5734-5495
大船渡地区被災者相談支援センター	県大船渡地区合同庁舎 1 F 電話：0192-27-9911

◆ 専門家による相談対応

専門的な相談に対応するため、弁護士、司法書士、建築士、土地家屋調査士、ファイナシヤル・プランナーが日替わりで窓口に常駐。

<サブセンター、出張相談の状況>

◆ サブセンター（常設）

山田町3か所、岩泉町1か所、大槌町1か所

◆ 出張相談

洋野町、野田村、普代村、田野畑村

※ 今後、陸前高田市や住田町でも出張相談を検討

<複数の専門家を一同に会した総合相談会>

- ◆ 9/24（土） 久慈市、野田村
- ◆ 10/10（月） 花巻市
- ◆ 11/6（日） 北上市
- ◆ 11/20（日） 奥州市、田野畑村
- ◆ 12/11（日） 野田村
- ◆ 2/25（土） 北上市

○被災者支援関係情報提供

- ① 被災者の生活再建に係る支援事業や相談窓口等を掲載したガイドブック「被災された皆様
に役立てていただくための暮らしの安心ガイドブック」を平成23年10月及び平成24年5月に
作成し、市町村等を通じて被災者に配布。
- ② 2012年1月版のタウンページに、被災者の生活再建に向けた各種制度や相談窓口情報
を盛り込んだ「県からのお知らせ」を掲載、12月上旬から下旬にかけてN T T電話回線加入
契約者（仮設住宅入居者についてはN T T回線非契約者にも要望に応じて無料配布）に配布。

〇一人ひとりの復興計画づくりに向けて（被災者の生活設計支援について）

1 目的

- (1) 被災者一人ひとりの復興に向け、目的を持って計画的に生活を再建していくための支援を行う。
- (2) 支援金、義援金等によるまとまった収入を、将来に向けて有効に活用していくための支援を行う。
- (3) 個々の生活再建に当たり、就業等を通じた安定的な収入の確保が必要であることを再確認する機会を提供する。

2 被災者相談支援センターを核とした今後の展開方針→日本FP協会岩手支部との連携

(1) 各地区の被災者相談支援センターへのファイナンシャル・プランナーの配置

弁護士、司法書士など、現在センターの窓口派遣している専門家に加え、1月から、ファイナンシャル・プランナーを配置し、被災者の住宅再建など生活再建全般に向けた生活設計支援を実施。
(久慈→金曜日、宮古→月曜日、釜石→水曜日、大船渡→火曜日)

(2) 「我が家(一人ひとり)の復興計画(以下「復興計画」という。)」策定支援

日本FP協会との連携により、概ね、次のステップにより、「復興計画」の策定支援を実施

STEP1 被災者向けライフプランシートの作成 (2/17 Ver.1 作成済)

→ 震災により見直しを余儀なくされるであろう今後の生活について、家族の年齢構成やライフステージを踏まえた中長期的なライフプランを作成するための様式を含むマニュアル（及び電子データ）を作成。

STEP2 「我が家の復興計画づくり応援セミナー」の開催 (2/18 野田村、2/19 大槌町)

→ 今後のライフステージを踏まえ、住宅の再建等を視野に、計画的な家計管理や資産形成の必要性を啓発するとともに、その手段として「被災者向けライフプランシート」の有効性の周知とライフプラン作成シミュレーションを行うセミナーを開催する。

STEP3 被災者自身による「復興計画」の策定

→ STEP2のセミナー受講をベースに、被災者それぞれが「復興計画(ライフプラン)」を策定

※ STEP2のセミナー参加中の策定や後日家庭での策定を想定。

STEP4 センター窓口でFPによる個別の相談支援を実施し、生活再建を後押し

→ 「復興計画(ライフプラン)」策定に向けた個別の相談支援を実施。

3 スケジュール

区分	平成24年1月	2月	3月	4月～
センター窓口へのFP配置	FP窓口対応			
「復興計画」策定支援	STEP 1	● (2/18・2/19) STEP 2 (セミナー)		
		STEP 3		
		STEP 4		
	HPでの周知			

※ 「復興計画」策定支援は、2/18・19に野田村、大槌町でトライアルを実施。

H23年度の事業成果を踏まえ、H24年度から沿岸の各地区において順次、横展開予定。

○ NPO・ボランティアとの連携

1 これまでの取組

(1) 県社会福祉協議会等の取組

ア 県地域防災計画に基づき**岩手県社会福祉協議会に岩手県災害ボランティアセンターを設置するとともに、市町村社会福祉協議会に現地災害ボランティアセンターを設置。**

イ 全国の社会福祉協議会から多くの職員の派遣（最大時には県内外から約100人）を得て活動。

ウ 6月18日現在のボランティア活動延べ人員 **378,143人**

(2) NPO法人による取組

ア NPO法人によるボランティア活動については、日本の人道支援の仕組みである政府や経済界が支援しているジャパン・プラットフォームに加盟しているNGOから支援物資や人的支援等を得ている。

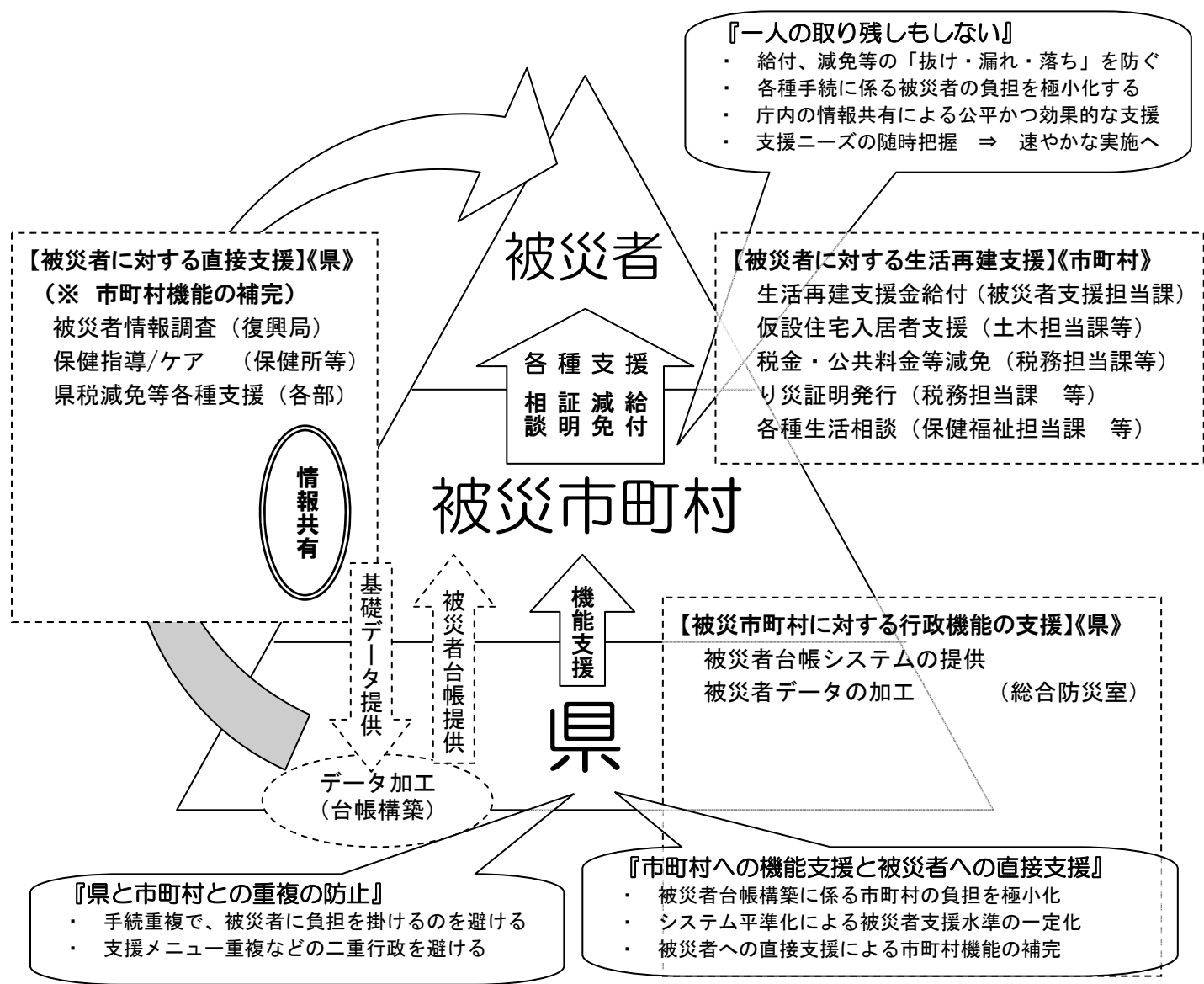
NPOワールドビジョン・ジャパン、NPOピースウインズ・ジャパン、NPO難民を助ける会、NPOキョオールなど (ボランティア活動) NPOジャパン・プラットフォーム、NPOさくらネット、NPO大雪りばーねっとなど
--

2 今後のNPO・ボランティア等との役割分担と連携

市町村や市町村社会福祉協議会の被災者支援体制が整いつつある中、NPO等に対しては、行政や社会福祉協議会と十分に協議・情報共有のうえ、状況の変化を見ながら行政や社会福祉協議会が出来ない部分を担うことが求められている。

- ① 被災者支援にあたってのニーズが変化してきており、**質が求められる環境になってきていること**
- ② 被災者への**相談支援や心のケア部分については、行政・社会福祉協議会が軸となり、保健師や生活支援相談員等を中心としたケア体制が整いつつあること**
- ③ **NPO等の民間団体に求めることは、行政・社会福祉協議会と十分に協議・情報共有したうえで、行政・社会福祉協議会では出来ない部分について状況の変化により内容を見直しながら被災者支援を行うことを期待したいこと**

○岩手県被災者台帳システムの構築(台帳システムの理念について)



**市町村の被災者支援機能を補完(行政機能の回復支援)
+
県独自の被災者支援(直接支援)の実施に活用**

取り残しのない、きめ細かい被災者救済の実現

- 参考(6/21段階の被災者台帳システム導入状況)
- ◎本格運用開始 : 宮古市
 - ◎試験運用開始 : 大槌町、久慈市、釜石市、大船渡市、奥州市、野田村

○内陸市町村の支援活動

○内陸市町村による被災者支援のための拠点設置等

内陸市町村では、沿岸被災地への支援活動、受け入れ被災者への支援を実施している。主な取り組みは以下のとおり。

<盛岡市>

- 平成23年7月11日に「もりおか復興支援センター」を開設（「緊急雇用創出事業」を活用）。
 - ・全国から寄せられた物資の配布
 - ・避難者の交流を目的とした「お茶っこ飲み会」や「紡ぎサロン」等の開催
 - ・イベントへの招待
 - ・盛岡市内のみなし仮設に避難している世帯の個別訪問
 - ・生活相談やフリーペーパーによる情報提供等
- NPO法人参画プランニング・いわてに委託し、野田村・宮古市・大槌町・大船渡市において買い物代行を実施。

<北上市>

- 相談窓口、情報発信、被災者交流拠点として、平成23年9月1日に「きたかみ復興ステーション」を開設（「新しい公共の場づくりのためのモデル事業」を活用）。
- 大船渡市及び大槌町の応急仮設団地に地域支援員を配置（「緊急雇用創出事業」を活用）。
 - ・集会所・談話室の管理、自治会や地域住民の活動支援、団地内広報の作成等
- 北上市社協に事業を委託し「被災者生活支援センター」を開設（「緊急雇用創出事業」を活用）。
 - ・生活支援相談員5名を配置、相談窓口をきたかみ復興ステーション内に開設、避難者世帯の巡回訪問、専門的な困りごとや支援について専門機関へ橋渡し。

<遠野市>

- 後方支援活動に係る情報の共有・連携調整を図るため、平成23年7月27日に「遠野市後方支援連携調整会議」を設置。
- NPO法人遠野まごころネット、静岡県、関西広域連合、東京大学等の各県現地調整本部と連携した後方支援の実施。
- 全国から集めた書籍を被災地の学校や図書館に献本するなど、文化による復興支援の実施。

<一関市>

- 一関市・平泉町・藤沢町による合同支援本部の立上げ（平成23年3月28日）。
- 「気仙沼市支援室」（平成23年4月1日・室根支所）及び「陸前高田市支援室」（平成23年5月23日・大東支所）の設置。
- 宮城県・気仙沼市からの要請に基づく応急仮設住宅建設用地の提供。
- 宮城県内の地上デジタル放送を視聴できるよう、共同受信設備を整備。
- 被災元自治体の広報等を毎月1回避難者に送付。